墓地等の経営の許可及び変更許可に係る手続きの流れ

申請者	市	近隣住民等	備考
計画立案 ↔	相談		法律…墓地、埋葬等に関する法律 条例…坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例
↓			
協議書提出 →	受理		条例第４条第１項
申請予定日の120日前までに提出	↓		
確認 ←	助言・指導		条例第４条第２項
↓			
標識の設置 標識設置届出書提出 →	標識設置届の受理	計画内容の確認	条例第５条第１項 第２項
説明会開催予定日の30日前までに設置			
↓			
説明会の開催 →	開催の 14 日前までに周知	説明会の参加	条例第６条第１項 第２項
説明会は申請予定日の60日前までに実施		墓地等の敷地の周囲おおむね100m以内の住民及び墓地等に接する土地又は建物を所有する方が対象	
↓			
説明会の報告書提出 →	受理		
↓			
意見の確認 ←	申請予定日の 30 日前までに提出	意見	条例第７条第１項
↓			
意見者と協議 ↔		協議	条例第７条第２項
↓			
協議内容の報告書提出 →	受理		条例第７条第２項
↓			
許可申請書提出 →	受理		条例第９条
	審査(30日程度)		
	↓		
許可書受理 ←	許可書の通知 又は 不許可の通知		条例第 11 条第１項
↓			
工事着手届提出 →	受理		条例第 14 条
↓			
工事完了届提出 →	受理・検査		条例第 15 条
	完了検査(14 日程度)		
	↓		
検査済証受理 ←	検査済証交付		条例第 16 条
↓			
使用開始			
↓			
墓地管理者設置届 →	受理		法律第 12 条